

2014年6月26日

各 位

オリックス生命保険株式会社

終身保険「ライズ」を発売、「キープ」をリニューアル ～お客さまのニーズにきめ細かくお応えします！～



オリックス生命保険株式会社（本社：東京都港区、社長：片岡 一則、以下「オリックス生命」）は、2014年8月2日より終身保険「ライズ」と、「年金月額上乗特約」の新設によりリニューアルした収入保障保険「キープ」を発売します。

1. 終身保険「ライズ」

終身保険は、死亡・高度障害に対する保障が一生継続する保険で、死後の整理資金準備や相続対策、資産形成などに適したトータルライフプランニングのベースとなる保険です。オリックス生命は、より幅広い安心をご提供したいとの思いから、他の保険とも組み合わせしやすいように保険料を抑えた終身保険「ライズ」を開発しました。

終身保険「ライズ」は、保険料払込期間中の解約払戻金を抑制することによって、お手頃な保険料を実現しました。保険料払込期間終了後には多くのケースで解約払戻金が払込保険料累計額を上回りますので、老後の生活資金をご準備していただくことも可能です。

また、特定疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）になられた際に、保険料の払込みが困難となり保障を継続できなくなることがないように、特定疾病保険料払込免除特則適用プランもご用意しました。

<「ライズ」の特長>

1. 死亡・高度障害に対する保障が一生続きます。
2. 保険料払込期間中の解約払戻金を抑制したので、保険料がお手頃です。
3. 解約払戻金をさまざまな資金としてご活用いただけます。
4. がん、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の状態に該当されたら、以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。（特定疾病保険料払込免除特則を適用された場合）

※終身保険「ライズ」の詳細は、別紙1をご覧ください。

2. 収入保障保険「キープ」

収入保障保険は、被保険者に万一のことがあった場合、契約時に定めた保険期間の満期まで年金を受け取れる保険です。

収入保障保険「キープ」は、2010年7月の発売以来、シンプルで分かりやすい保障内容とお手頃な保険料でご好評いただいております。2013年2月には、各年満了、特定疾病保険料払込免除特則の取り扱いを開始し、2014年5月からは、告知書抜でご加入できる範囲を拡大、そしてこのたび「年金月額上乗特約」を新設することで、さらに保障を充実させることができるようにしました。

この「年金月額上乗特約」は、教育資金がかさみがちなお子さまが高校、大学等に通う期間など、一定期間だけ保障を上乗せすることができる新発想の特約です。「年金月額上乗特約」の新設により、これまで以上にお客さまのライフプランに合った保障をご提供できるようになります。

< 「年金月額上乗特約」の特長 >

1. かさみがちなお子さまの大学等の教育費として保障を上乗せすることができます。
2. 毎月の受取りにかえて、一括受取を選択することもできます。
3. 特約の年金支払期間は「5年」「10年」からお選びいただけます。
4. 最大3つまでこの特約を付加することができます。

※収入保障保険「キープ」・「年金月額上乗特約」の詳細は、別紙2をご覧ください。

オリックス生命は、今後もお客さまのニーズにお応えする商品開発を行い、お客さまにご満足いただける保険会社として、さらなるサービスの向上に取り組んでまいります。

*2014年8月2日より、その他商品の改定も行います。概要は、別紙3「その他商品改定」をご覧ください。

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

オリックス生命保険株式会社 経営企画部／伊藤・弘重（ひろしげ）

TEL : 03-6683-2105

別紙1 終身保険「ライズ」



【無配当 終身保険(低解約払戻金型)】

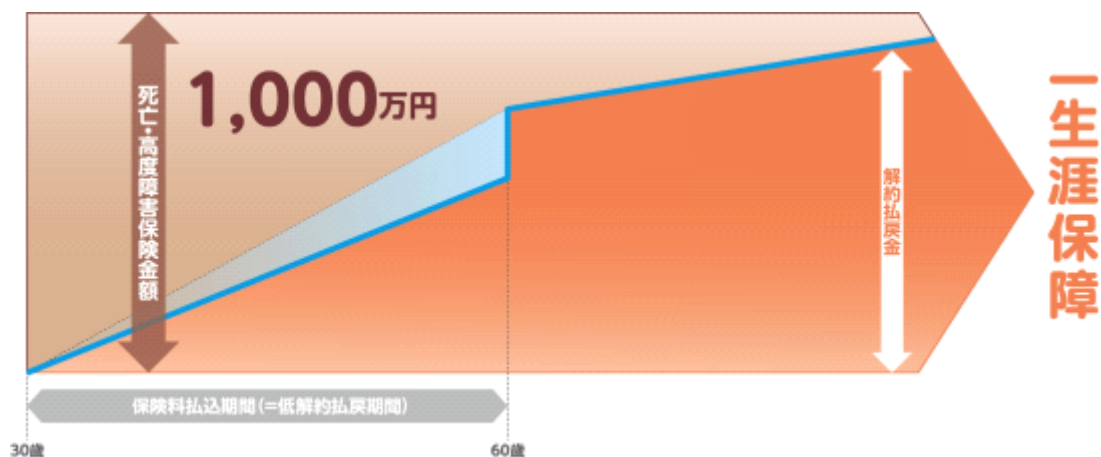
■特長

1. 死亡・高度障害に対する保障が一生続きます。
2. 保険料払込期間中の解約払戻金を抑制したことで、保険料がお手頃です。
3. 解約払戻金をさまざまな資金としてご活用いただけます。
4. がん、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の状態に該当されたら、以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。
(特定疾病保険料払込免除特則を適用された場合)

■保障内容例

30歳男性

- 保険期間：終身、保険料払込期間：60歳払済、低解約払戻期間：60歳の場合
保険金額：1,000万円 月払保険料：18,380円
(特定疾病保険料払込免除特則適用なしの場合)



■保障プラン(特則)

- ・「特定疾病保険料払込免除特則」

■契約年齢

15歳～75歳（保険料払込期間により異なります）

■保険期間・保険料払込期間・低解約払戻期間

保険期間： 終身

保険料払込期間： 50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳払済、終身払

低解約払戻期間： 保険料払込期間と同一

■付加できる特約

- ・災害割増特約
- ・傷害特約
- ・リビング・ニーズ特約
- ・年金支払特約

■保険料例

<特定疾病保険料払込免除特則適用あり・なしの比較>

保険金 500万円、保険料払込期間/低解約払戻期間：60歳、月払(口座振替扱)の場合
男性の例

	特定疾病保険料払込免除特則 適用なし	特定疾病保険料払込免除特則 適用あり
20歳	6,455円	6,820円
30歳	9,240円	9,690円
40歳	15,040円	15,720円
50歳	32,975円	34,140円

※通信販売の場合、「特定疾病保険料払込免除特則」の適用がないなど、一部取り扱いが異なります。

別紙 2 収入保障保険「キープ」・年金月額上乗特約



【無配当 解約払戻金抑制型収入保障保険(2010)】

■特長

1. のこされたご家族の毎月の生活費を確保することができます。
保険期間中に死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態になられたとき、毎月決まった金額（収入保障年金または高度障害年金）を保険期間満了までお受け取りいただけます。
2. 毎月の受取りにかえて、一括受取を選択することができます。
3. 年金の「支払保証期間」があります。
死亡または高度障害状態に該当されたときから、保険期間満了日までの期間が「支払保証期間」に満たない場合でも、「支払保証期間」中は年金を毎月お受け取りいただけます。
4. がん、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の状態に該当されたら、以後、保険料はいただきません。（特定疾病保険料払込免除特則を適用された場合）
5. 「年金月額上乗特約」を付加することでさらに保障が充実します。

■「年金月額上乗特約」のポイント

1. かさみがちなお子さまの大学等の教育費として保障を上乗せすることができます。
2. 毎月の受取りにかえて、一括受取を選択することもできます。
3. 特約の年金支払期間は「5年」「10年」からお選びいただけます。
4. 最大3つまでこの特約を付加することができます。

■保障内容例

30歳男性、お子さま2歳

●主契約

保険期間・保険料払込期間：65歳満了、年金月額：15万円

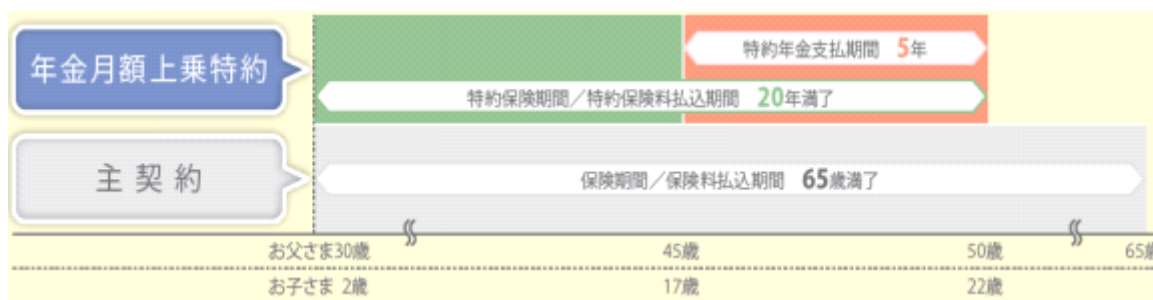
支払保証期間1年、特定疾病保険料払込免除特則適用あり

●年金月額上乗特約

特約保険期間/特約保険料払込期間：20年満了、特約年金月額：5万円

特約年金支払期間：5年、特定疾病保険料払込免除特則適用あり

月払保険料：6,030円



■契約年齢

15歳～70歳（保険期間・保険料払込期間、支払保証期間により異なります）

■保険期間・保険料払込期間

保険期間・保険料払込期間： 55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳払済、
10年満了～35年満了（1年刻み）

■保障プラン(特則)

- ・特定疾病保険料払込免除特則

■付加できる特約

- ・年金月額上乗特約（今回新発売）
- ・災害割増特約
- ・傷害特約
- ・リビング・ニーズ特約

■保険料例

<特定疾病保険料払込免除特則適用あり・なしの比較>

●主契約

保険期間・保険料払込期間：65歳、年金月額：15万円、支払保証期間1年

●年金月額上乗特約

特約保険期間/特約保険料払込期間：20年満了

特約年金支払期間：5年、特約年金月額：5万円

男性、月払(口座振替)の場合

	特定疾病保険料払込免除特則 適用なし	特定疾病保険料払込免除特則 適用あり
22歳	5,225円	5,390円
30歳	5,825円	6,030円
40歳	7,325円	7,665円

※通信販売の場合、「年金月額上乗特約」が付加できないなど、一部取り扱いが異なります。

別紙3（その他商品改定）

1. 無配当終身保険

■改定内容

2014年8月2日より、保険料の改定（引き上げ）を行います。

■保険料例

<新旧保険料の比較>

保険金額：1,000万円、保険期間・保険料払込期間：終身
男性、月払（口座振替）の場合

	無配当終身保険 (旧)	無配当終身保険 (新)	差額	増減率
20歳	11,000円	12,120円	1,120円	10.2%
30歳	13,920円	15,060円	1,140円	8.2%
40歳	18,380円	19,500円	1,120円	6.1%
50歳	25,480円	26,510円	1,030円	4.0%
60歳	37,570円	38,940円	1,370円	3.6%

2. 無配当養老保険

■改定内容

2014年8月2日より、保険料の改定（引き上げ）を行います。

■保険料例

<新旧保険料の比較>

保険金額：1,000万円、保険期間・保険料払込期間：30年
男性、月払（口座振替）の場合

	無配当養老保険 (旧)	無配当養老保険 (新)	差額	増減率
20歳	25,330円	26,670円	1,340円	5.3%
30歳	25,760円	27,080円	1,320円	5.1%
40歳	27,020円	28,300円	1,280円	4.7%
50歳	30,300円	31,450円	1,150円	3.8%

3. 養老保険特約

2014年8月1日をもって、「養老保険特約」は販売停止となります。

以上